

答申第 538 号

平成 22 年 7 月 14 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 10 月 13 日付けで諮問された特定の県立高等学校に係る指示文書等不存在の件（諮問第 590 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高等学校の英語科試験問題の点検に関する文書等は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成21年8月25日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）で発覚した不祥事を契機として、特定の個人（以下「本件個人」という。）から提出された、本件高校における英語科試験問題等の公開を求めた行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）

イ 本件高校での不祥事発覚以後に本件個人が提出し、実施機関が受け取った全文書（以下「本件収受文書」という。）

ウ 本件請求書に基づき公開した行政文書のうち、本件高校の英語科試験問題を除いた全文書（以下「本件請求対象文書」という。）

エ 本件収受文書に関係しあるいは関係なく、本件個人に提供した全文書（英語科試験問題及び本件請求対象文書を除く。）（以下「本件提供文書」という。）

オ 実施機関が本件高校の英語科試験問題の点検を行った際に、誤り箇所の総数等を記載した点検結果報告書に類する文書（以下「本件点検文書」という。）

カ 実施機関が本件高校の校長（以下「本件校長」という。）に対して、平成20年度及び平成21年度の英語科以外の各教科の試験問題の誤りについて点検し、誤り箇所等の結果を報告するよう求めた指示文書

キ 英語科以外の各教科の試験問題の誤り箇所の点検について、実施機関が本件校長に結果の報告を指示する根拠となった文書（以下「本件根拠文書」という。）

- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成21年9月7日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成21年9月16日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件收受文書、本件提供文書、本件点検文書及び本件根拠文書は存在しないとして、公開を拒んだ決定の取消しを求めるものである。

(2) 不服申立ての理由

ア 実施機関は、本件個人から問い合わせを受けたと説明しており、実施機関は本件個人とやり取りを行っているはずであるから、本件收受文書は存在するものと考えられる。

イ 本件校長と本件個人とのやり取り等を勘案すれば、本件提供文書は存在するものと考えられる。

ウ 実施機関は、各県立高等学校（以下「各高校」という。）に対し、平成22年1月13日付け通知「適切な定期試験問題等の作成について」（以下「本件通知」という。）を発出しており、本件通知を行う根拠となる報告書が存在するはずであるから、本件点検文書は存在するものと考えられる。「報告書」という名称の文書に限らず、誤り箇所総数等を記載した点検結果報告書に類する文書の公開を求める。

エ 各高校に試験問題の点検等の作業を指示するならば、当該作業を指示することになった事情及び各高校の教職員を了解させるだけの根拠を記載した文書が、実施機関から各高校の校長に出され、当該文書に基づき校長が各教職員に指示することが当然であるから、本件根拠文書は存在して然るべきである。

(3) その他

指導主事の点検により指摘された試験問題の誤りの中には、得点に差が生じるような実害を伴わない、軽微な誤りも含まれている。

純粹な教育活動に付随して、文書の作成などの周辺的な事務作業が激増している中で、実施機関が各学校に軽微な誤りまでも一切無くすよう強いることについては、非常な圧力を感じるとともに、形式的な誤りを指摘されないような問題作りに専心するあまり、問題内容の質の検討が不十分になることを懸念する。

4 実施機関（教育局教育指導部高校教育指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件処分に係る事実関係について

平成21年6月に、本件個人から本件高校の英語科の試験問題の内容等について問い合わせを受けた。その後、同年7月に実施機関の指導主事が本件高校から提供された試験問題の点検を行い、その結果を当該試験問題に記入し、これに基づき本件校長等に対し、直接指導を行った。その際に、英語科以外の試験問題についても点検等を指示した。

(2) 本件收受文書及び本件提供文書について

実施機関と本件個人は、電話により数回やり取りを行ったが、文書によるやり取りを行ったことはない。本件個人から問い合わせを受け、電話により状況を説明したことから、本件收受文書及び本件提供文書は存在しない。

(3) 本件点検文書について

実施機関による指導の目的は、英語科試験問題の適切な作成であるから、指導主事による点検結果を記載した試験問題を本件校長に手交し、問題点等を明らかにしながら口頭による指導を行った。したがって、本件点検文書は存在しない。「報告書」という名称に限らず、点検結果を記載した文書は存在しない。

(4) 本件根拠文書について

英語科試験問題の点検に係る指導を行った際に、英語科以外の教科の試

験問題について点検の必要性を相互に認め、点検の指示を本件校長に対して口頭で行ったことから、本件根拠文書は存在しない。

(5) その他

各高校に対する指導を口頭により行うか、文書により行うかについて明確な基準はないが、指導主事の専門的判断等も交え、指導助言にふさわしい様々な手段を採っている。

また、文書作成の必要性に関しては、神奈川県教育委員会行政文書管理規則（以下「本件規則」という。）に照らし、実践的に判断している。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人及び補佐人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分のうち、本件收受文書、本件提供文書、本件点検文書及び本件根拠文書は存在しないとして、公開を拒んだ決定に係るものと認められるので、当審査会としては、当該文書の存否について、以下、検討する。

(3) 本件收受文書及び本件提供文書について

ア 実施機関は、本件個人と文書によるやり取りを行ったことはなく、本件個人から問い合わせを受け、電話により状況を説明したことから、本件收受文書及び本件提供文書は存在しないと説明している。

これに対し不服申立人は、実施機関又は本件校長と、本件個人とのやり取り等を勘案すれば、本件收受文書及び本件提供文書は存在するものと考えられると主張している。

イ 本件規則第6条は「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規

定している。

ウ 当審査会が確認したところ、本件收受文書及び本件提供文書については、本件個人と文書によるやり取りを行っていないため存在しないとの実施機関の説明は、必ずしも本件規則の趣旨に反するものではなく、また、当該説明を覆すに足りる事情は特段認められない。

したがって、本件收受文書及び本件提供文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(4) 本件点検文書について

ア 実施機関は、指導主事による点検結果を記載した試験問題を本件校長に手交したので、本件点検文書は存在しないと説明している。

これに対し不服申立人は、本件通知の根拠となる報告書が存在するはずであるから、本件点検文書は存在するものと考えられると主張している。

イ 当審査会において本件通知を確認したところ、「複数の県立高校において、一部教科の試験問題及び模範解答に、多くの誤りや不適切な表記があり」と記載されている。

このことからすると、実施機関が試験問題に誤りがあったことを示す何らかの文書を作成し、又は取得している場合もあるものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、本件点検文書については、本件校長に手交したため存在しないと説明しており、これを覆すに足りる事情は認められないことから、本件点検文書は存在しないという実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。

(5) 本件根拠文書について

ア 実施機関は、英語科試験問題の点検に係る指導を行った際に、英語科以外の教科の試験問題について点検の必要性を相互に認め、点検の指示を本件校長に対して口頭で行ったことから、本件根拠文書は存在しないと説明している。

これに対し不服申立人は、本件根拠文書は存在して然るべきであると主張している。

イ 当審査会が確認したところ、本件根拠文書については、点検の必要性

を相互に認め、口頭により点検の指示を行ったことから存在しないとの実施機関の説明は、必ずしも本件規則の趣旨に反するものではなく、また当該説明を覆すに足りる事情は特段認められない。

したがって、本件根拠文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(6) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記3(3)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 付言

当審査会としては、試験問題の誤りの点検という事案の性質を考慮すれば、実施機関が点検を実施するに際し、点検結果を記載した試験問題等の写しを作成するなどすることにより、点検結果を保管することが、より適切な取扱いであると考えます。

実施機関においては、今後とも、条例及び本件規則の趣旨を踏まえた文書管理に努めることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年10月13日	○ 諮問
10月23日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11月13日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
11月20日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12月10日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成22年3月31日 (第91回部会)	○ 審議
4月20日 (第92回部会)	○ 審議
4月23日	○ 指名委員により不服申立人及び補佐人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
5月11日 (第93回部会)	○ 審議
6月16日 (第94回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成22年7月14日現在) (五十音順)